

民間事業者向け キッズスペースなどの整備費を補助します!

健康福祉課子育て支援室 TEL 25-1184

子どもの居場所づくりと子育て環境の充実を図ることを目的に、市内事業者が実施するキッズスペースの整備やお子さまランチの開発に係る経費を補助します。

募集期間

9月1日(火)から募集開始

※交付決定額の総額が予算に達し次第、募集を終了します(先着順)。

補助対象者

市内に不特定多数の人が利用する施設を設置し、事業を営むかた
※民間の法人・そのほかの民間団体・個人事業主

補助対象事業

1 キッズスペース整備事業

キッズスペース整備のための工事
(新設・改修)、備品購入などを行う
事業



2 お子さまランチ開発事業

子ども向けの新たなメニューとして、お
子さまランチ用の備品購入などを行う事業

※お子さまランチ開発事業単独では補助対象となりません。キッズスペース整備事業と併せて実施することが補助対象条件です。



【留意事項】

※宿泊施設の場合、宿泊者以外のかたが利用できること。
※オフィスや社員向けの施設(保養施設・社員寮など)は対象外です。

補助金額など

1. 補助金額

補助率：3分の2

※補助対象経費(税抜き価格)の総額に3分の2を乗じて得た額
(100円未満の端数切捨て)

上限額：18万円

2. 補助対象経費一覧

事業区分	経費の概要
キッズスペース 整備事業	キッズスペースの設置または改修を行うための工事 の施工に係る経費 (例)新設工事・改修工事
	キッズスペースの整備に必要な物品の購入に係る経 費 (例)クッションマット・本棚・収納棚・絵本・おもちゃ・ 消耗品など
お子さまランチ 開発事業 ※キッズスペース整備事業 と併せて実施が条件	お子さまランチの開発および提供に必要な物品の 購入に係る経費 (例)食器類・おもちゃ・児童用イス・消耗品など

3. 補助対象外となる経費

以下の経費は、補助の対象となりません。

- ・食材費(食料品や飲料の購入にかかる費用)
- ・光熱水費(電気、ガス、水道などの使用にかかる費用)
- ・人件費(工事請負費または修繕費に含まれる人件費は除く)
- ・配送料(物品等の配送にかかる費用)
- ・ほかの補助金などの対象となっている経費(国・県などの補助金)

申請から実施・報告の流れ

1. 交付申請

所定の申請書・事業計画書
などを提出(郵送可)
※新設・改修は見積書などの提
出を求める場合があります

2. 審査・交付決定

先着順に内容を審査し、書面
にて結果通知

3. 事業実施(着手)

※必ず交付決定後に事業を実
施してください

4. 実績報告・補助金受領

【完了期限】
令和9年3月31日(水)まで

完了後速やかに、事業報告
書・領収書写し・写真などを
提出してください

補助対象経費など、くわしくは
市ホームページを
確認してください。

